

運 営 規 程

令和5年11月1日

事業所名	メディコケイジン株式会社
サービスの種類	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

1 事業の目的、運営方針

1. メディコケイジン株式会社が開設する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具を販売する事を目的とする。
2. 事業所の専門相談員は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 メディコケイジン株式会社 <https://www.keijinnet.or.jp/medico-keijin/>
2. 所 在 地 佐久市中込三丁目15番地1号
3. TEL 0267-63-2701
4. FAX 0267-63-3701

3 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管 理 者 1 名 (福祉用具専門相談員)
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売の提供に当たるものとする。
2. 専門相談員 2名以上(厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した福祉用具専門相談員。)
専門相談員は、特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)の作成・変更等を行い、特定福祉用具販売、提供に当たる。

4 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日と12月31日～1月3日は除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。(但し土曜日は12時までとする場合もある)

5 特定福祉用具販売の提供方法、取り扱い種目及び販売費用額

1. 特定福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等に係わる特定福祉用具販売に際しては、利用者又はその家族に対し、十分な説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
2. 特定福祉用具の選定の援助に当たって専門相談員は、利用者の身体状況・家庭環境・体型・自立援助等を十分に検討をし、利用者の介護者の立場も総合的に考慮しながら適合する特定福祉用具の選定を援助する。
3. 特定福祉用具の納品に当たっては、利用者の適合状況の確認や福祉用具の点検を行い、納品報告書に記入する。利用者の身体状況・居室や周辺の環境を考慮し、福祉用具の性能・特性が発揮できるよう、使用上のさまざまな工夫、情報提供を行う。納品後、取り扱い説明書の交付とともに取扱い方法、使用上の注意事項、特に安全面に留意し、利用者、または介護者が納得のいくようなわかりやすい説明を行う。
4. 特定福祉用具の販売に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行わなくてはならない。
5. 取り扱い種目は、次のとおりとする。
腰掛け便器、特殊尿器、入浴補助具、簡易浴槽、移動用吊り具
6. 料 金
特定福祉用具販売を提供した場合は、法第44条3項に規定する「現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。

6 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施区域は長野県内、東信地域及び北信地域とする。

7 虐待防止のための措置に関する重要事項

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じる。

1. 虐待防止に関する責任者を選定し設置をする。
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。
3. 成年後見制度の利用支援をする。
4. 苦情解決体制の整備をする。
5. 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する。

8 その他運営に関する重要事項

1. 特定福祉用具販売事業者として、専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する研修の機会を設けるものとする。
2. 従事者は業務上知り得た利用者又は、その家族の個人的情報は「個人情報保護法」その他福祉関連法規に従い秘密の保持に努めなくてはならない。

《附 則》この規定は令和5年11月1日から施行する。

平成18年3月・令和5年11月 改訂